

令和5年度愛媛県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」及び令和5年2月5日障発0205第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県とする。

(補助対象、補助金額及び補助対象経費)

第3条 本事業の補助対象、補助金額及び補助対象経費は別添1のとおりとする。

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

次の①から④までのいずれかに該当する施設・事業所（松山市が所管する施設・事業所を除く。以下同じ。）において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く。）

※一定の要件を含む具体的な取扱いは、別添2のとおりとする。

- ④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であつて感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣など、協力する次の①又は②に該当する施設・事業所において必要な経費を支援する。

- ① 第1項①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(その他)

第5条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附 則

(施行の期日等)

- 1 この要綱は令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(補助対象者の適用について)

- 2 要綱第3条に規定する補助対象は、令和5年4月1日以降に補助事業を実施した障害福祉サービス施設・事業所等に適用する。

附 則

(施行の期日等)

- 1 この要綱は令和5年11月16日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

(補助対象者の適用について)

- 2 要綱第3条に規定する補助対象は、令和5年5月8日以降に補助事業を実施した障害福祉サービス施設・事業所等に適用する。

(経過措置)

- 3 要綱第4条に規定する事業のうち、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの実施分に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行の期日等) (令和6年2月9日 5障第1112号)

- 1 この要綱は令和6年2月9日から施行し、令和5年5月8日から適用する。